



# 鳥取県公報

令和4年8月23日（火）  
第9425号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	鳥獣捕獲等事業の変更の認定（446）（緑豊かな自然課）	2
	公共測量の終了（447）（県土総務課）	2
◇ 公 告	屋外広告物講習会の開催（住まいまちづくり課）	2
	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 （東部農林事務所）	3

## 告 示

### 鳥取県告示第446号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の7第1項の規定に基づき、認定鳥獣捕獲等事業の変更の認定を行ったので、同条第2項において準用する同法第18条の5第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年8月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	住所	代表者の氏名	変更の内容	変更年月日
一般社団法人鳥取県 猟友会	鳥取市湖山町西二丁目 413	柴垣 信司	捕獲従事者の追加	令和4年8月15日

### 鳥取県告示第447号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和4年8月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（空中写真測量、写真地図作成及び数値地形図修正）
- 2 作業地域 鳥取市全域
- 3 終了年月日 令和4年7月29日

## 公 告

鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号）第10条の10第1項の規定により、令和4年鳥取県屋外広告物講習会を次のとおり開催する。

令和4年8月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 講習会の日時及び場所並びに講習の課程

日 時	場 所	講 習 の 課 程
令和4年10月25日（火） 午前9時から午後4時40分まで	鳥取県中部総合事務所 1号館B棟2階 第205会議室	広告物に関する法令 広告物の施工に関する事項 広告物の表示の方法に関する事項

### 2 受講申込手続

#### (1) 受講申込書の配布

受講申込書は、鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課、東部建築住宅事務所、八頭県土整備事務所維持管理課、中部総合事務所環境建築局建築住宅課、西部総合事務所環境建築局建築住宅課及び日野振興センター日野県土整備局維持管理課、鳥取市都市整備部都市企画課、鳥取市各総合支所並びに各市町村役場並びに鳥取県のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/174019.htm>）において配布する。

#### (2) 受講申込書の受付期間

令和4年9月1日（木）から同月30日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、令和4年9月30日（金）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

#### (3) 受講申込書の提出先

次のいずれかの場所に提出すること。なお、郵送又は信書便による場合は、アの場所に送付すること。

ア 鳥取市東町一丁目220 鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課（鳥取県庁本庁舎7階）

イ 鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部建築住宅事務所

ウ 八頭郡八頭町郡家100 鳥取県八頭県土整備事務所維持管理課

エ 倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所環境建築局建築住宅課

オ 米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所環境建築局建築住宅課

カ 日野郡日野町根雨140-1 鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局維持管理課

3 受講手数料及び納付方法

受講手数料は4,400円とし、受講申込書の受付後に送付される納付書により納付すること。

4 講習の課程の一部免除

鳥取県屋外広告物条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第50号）第13条第2項の規定により、講習会における講習の課程のうち広告物の施工に関する事項の課程の免除を受けようとする者は、同項各号のいずれかに該当することを証する免状等の写しを受講申込書に添付すること。

5 問合せ先

鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課景観・建築指導室景観づくり担当（電話0857-26-7234）

6 その他

(1) この講習会は、令和4年鳥取県・鳥取市屋外広告物講習会として、鳥取市との合同により開催する。

(2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、受講に当たっては、マスクの着用等必要な措置をとること。

(3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等により、屋外広告物講習会を中止し、又は延期する場合は、鳥取県のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/174019.htm>）においてその旨を掲載する。

-----  
森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者の所在が不明であるため、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年8月23日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 島 崎 俊 宏

1 所在が不明な者が所有し、又は登記した権利を有する保安林の所在場所

鳥取市気高町奥沢見字水尻1003

2 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

3 通知の要旨

1に掲げる土地について、令和4年7月29日付鳥取県告示第410号（保安林の指定施業要件の変更予定について）のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であること。

4 通知の掲示場所 鳥取市役所

5 通知の保管場所 鳥取県東部農林事務所八頭事務所農林業振興課